

# 経営者に頼られる専門家

産業衛生科学とは、「働き方を科学する」学問です。工学や化学、人間工学の知識と技能、コミュニケーション能力を習得して、時代とともに変化する労働環境に対応しながら、働く人の安全と健康を守り、労働環境を改善するプロフェッショナルを養成する学科です。

## これからの社会がますます求めるプロフェッショナルを育成する 産業衛生科学の科学的知見を活かして社会に貢献する

### 「働く人の安全と健康を守る」 スペシャリストになる



職場の安全・安心は、守るべき最も大切なこと。事故や災害を未然に防ぐとともに、働く人の健康増進と生産性向上の両立を実現します。

#### 衛生管理者

主に企業等に勤務し、自社の職場の安全・衛生を専任者として点検・管理

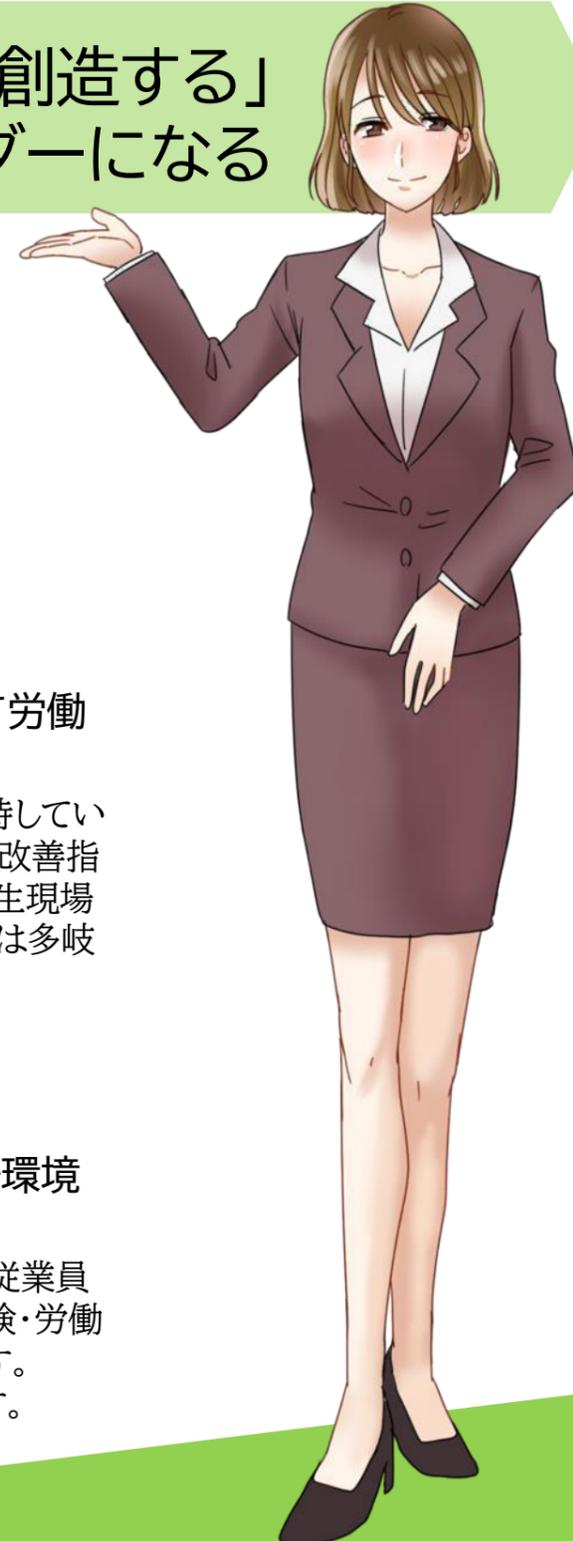
勤務する企業等の安全・衛生管理系の部署に所属し、職場（作業場）を巡視・点検して必要な改善を提案・指導します。従業員50名以上の事業所には衛生管理者の選任が義務づけられています。

#### 作業環境測定士

主に測定・検査機関等に所属し、クライアントの現場で作業環境を測定・評価

企業等には、快適な職場環境を提供し維持するとともに、働く人の健康や安全を確保する責任があります。粉じんや空気中の化学物質、騒音などをサンプリングして分析・評価を行い、環境や作業の改善指導などを行います。

### 「より良い働き方と環境を創造する」 リーダーになる



経済活動であるとともに、一人ひとりの生きがいである仕事。誰もが働きやすい職場づくりや、ワーク・ライフ・バランスの充実など「働き方改革」を推進します。

#### 労働基準監督官

労働基準監督署の職員（国家公務員）として労働者の権利を守る

法律に定められた労働環境を、企業等が適正に維持しているかを監督します。労働者の権利を保護するための改善指導、困っている労働者へのサポート、労働災害の発生現場における災害調査・再発防止の指導など、業務内容は多岐にわたります。

#### 労務・総務部門のエキスパート

企業等に勤務し労働管理や働きやすい職場環境づくり（働き方改革）を推進する

勤務する企業等において、安全衛生法に基づいた従業員の健康管理、ストレスチェック制度の実施、社会保険・労働保険業務、勤怠管理、福利厚生業務などを行います。働き方改革法案に基づく労働環境づくりを行います。